

# 学校図書館司書教諭課程

学校図書館の専門的職務に従事する教育職員（教員）を司書教諭と称し、その資格は教育職員免許状とは別に、さらに一定の条件を満たしたものに与えることが、『学校図書館法』および『学校図書館司書教諭講習規程』で規定されています。現在、12学級以上の学校においては、司書教諭の配置が義務づけられています。この司書教諭の資格を得ようとする学生のために設置されているのが、学校図書館司書教諭課程です。

## 1. 司書教諭資格の取得方法

司書教諭の資格を得るには、下記の2つの条件を備えなければなりません。

- (1) 教育職員の免許状を有すること。
- (2) 所定科目の単位を修得していること。

※(2)の所定科目は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学が行う学校図書館司書教諭講習を受講して修得することが必要です。本学で定めている科目（次項2.参照）をすべて履修した場合は、教育職員免許状取得後（＝卒業後）、本学より講習を行う大学へ書類参加（書類申請をすることで、講習参加したことに代える）手続きをとります。この手続きを行うことで、他大学での講習を実際に受講することなく必要条件を満たすことになります。

すなわち、学校図書館司書教諭課程設置科目の単位を修得するだけでは学校図書館司書教諭資格に必要な条件を満たしたことはなりません。必ずいずれかの教員免許状も取得していることが必要となります。なお、教員免許状の校種・教科は問いません。

したがって、グローバル・コミュニケーション学部には教職課程が開設されていないため、司書教諭資格の取得に必要なすべての単位を修得しても、本学において「司書教諭講習修了証」の申請はできません。ただし、卒業後に教育職員免許状を取得した場合は、各人自身が教育系国立大学等で開催される文部科学省学校図書館司書教諭講習に書類参加の申請をすることで、「司書教諭講習修了証」を得ることができます。

## 2. 科目履修規程

前項(2)の所定科目は、『学校図書館司書教諭講習規程』第3条に示されていますが、本学ではこれに基づいて、下記のように所定科目の履修規程を定めています。

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目	本学の開講相当科目	単位	設置学部	摘要
学校経営と学校図書館	学校教育図書館論	2	文学部	必修
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2	社会学部	
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2	法学部	
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2	経済学部	
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2	政策学部	
	合計	10単位	心理学部	

なお、下記の表のとおり、教職課程の「教科又は教職に関する科目」と学校図書館司書教諭課程科目が共通している場合があります。以下の科目を履修した場合、その単位は教職課程、学校図書館司書教諭課程のどちらの課程でも有効です。

学部・学科		免許の種類（教科）	共通科目
文学部	英文学科	中一種免（英語） 高一種免（英語）	学校教育図書館論 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性 情報メディアの活用
	哲学科・美学芸術学科・ 文化史学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）（公民）	
	国文学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	
社会学部	教育文化学科	中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）（公民）	
	社会福祉学科	中一種免（社会） 高一種免（公民）（福祉）	
	社会学科・メディア学科・ 産業関係学科	中一種免（社会） 高一種免（公民）	
法学部 法律学科・政治学科		中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）（公民）	
経済学部 経済学科		中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）（公民）	
商学部 商学科		中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）（公民） 高一種免（商業）	学校教育図書館論 学校図書館メディアの構成 情報メディアの活用
政策学部 政策学科		中一種免（社会） 高一種免（公民）	学校教育図書館論 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館
心理学部 心理学科		中一種免（社会） 高一種免（公民）	読書と豊かな人間性 情報メディアの活用
グローバル地域文化学部 グローバル地域文化学科		中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）	学校教育図書館論 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性 情報メディアの活用

### 3. 司書教諭課程登録

司書教諭課程を履修する学生は、教職課程登録時（1年次3月末から2年次4月中旬頃）に同時に司書教諭課程登録を行ってください。

### 4. 司書教諭講習修了証の交付

資格を得るための条件を備えた学生には、「司書教諭講習修了証」が授与されますが、本人の申請がなければ交付されません（書類審査の都合で交付は卒業1年後）。申請手続きについては、詳細を4年次の10月中旬に免許資格関係掲示板に掲示します。